

# 新潟アートディレクターズクラブ 定款

## 第1章 総則

### 〔名称〕

#### 第1条

1. 本クラブは、新潟アートディレクターズクラブ（英文名 Niigata Art Directors Club。略称「新潟ADC」）と称する。

### 〔目的〕

#### 第2条

1. 新潟ADCは、クリエイターが個人の資格で参加・運営する非営利の会員組織とし、  
クリエイター自身の自己啓発や意識向上、レベルアップのために、お互いに切磋琢磨し、  
刺激を与えあう機会や場を創出することを目的とする。

### 〔事業〕

#### 第3条

1. 本クラブは、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 年1回の作品公開審査と受賞イベントの開催
- (2) 年鑑の発行
- (3) Webサイトの運営
- (4) 会員向けイベントの開催
- (5) 一般・学生向けイベントの開催
- (6) その他、前条の目的を達成する為に必要な事業

#### 第4条

1. すべての会員はクラブの運営や活動に際して何らかの役割を持ち、従事する義務を負うものとします。

また、クラブ活動にあたっては会員のボランティアを原則とします。

## 第2章 会員

### [種別]

#### 第5条

1.本クラブの会員は、本会の目的に賛同して入会する個人及び法人、並びにこれらの者を構成員とする団体とする。

### [入会]

#### 第6条

1.本クラブの会員になろうとするものは、別に定める入会申込書を会長に提出し、運営委員会の承認を得なければならない。

2.法人又は団体たる会員にあっては、法人又は団体の代表者として本クラブに対してその権利を行使する1人の者

(以下「会員代表者」という。)を定め、会長に届け出なければならない。

3.会員代表者を変更した場合は、速やかに別に定める変更届を会長に提出しなければならない。

### [入会金及び会費]

#### 第7条

1.会員は、総会において別に定められた入会金及び会費を前年度末までに納入しなければならない。

### [退会]

#### 第8条

1.会員が本クラブを退会しようとするときは、別に定める退会届を会長に提出しなければならない。

2.会員が次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

(1) 死亡し又は失踪宣告を受けたとき。

(2) 法人又は団体が解散し又は破産したとき。

(3) 会費を納入せず、督促後なお会費を1年以上納入しないとき。

## 第3章 運営委員

### [種類及び定数]

#### 第9条

1.本クラブに、次の役員を置く。

(1)会長

(2)運営委員 5人以上10人以内

運営委員のうち、1人を運営委員長、2人を運営副委員長とする。

(3)監事1人又は2人

### [選任]

#### 第10条

1.会長及び運営委員は、正会員(法人又は団体の場合にあっては、会員代表者とする。以下同じ。)のうちから選任する。

(1)会長は、任期満了の遅くとも1ヵ月前までに、会長職の会員投票(会長選挙)を

別に定めた会長選任規約にのっとり実施するものとする。

(2)運営委員・監事は、会長の選任とする。

(3)運営委員長、運営副委員長は、運営委員会で運営委員の互選により定める。

### [職務]

#### 第11条

1.運営委員は、業務の執行を決定する。

2.運営委員長は、本クラブを代表し、業務を統轄する。

3.運営副委員長は、運営委員長を補佐して、業務を掌理し、運営委員長に事故があるとき又は運営委員長が欠けたときは、運営委員において互選により、その職務を代行する。

### [任期]

#### 第12条

1.会長及び運営委員の任期は、2年とする。ただし、再選を妨げない。

2.補欠又は増員により選任された運営委員の任期は、前項本文の規定にかかわらず、前任者又は他の現任者の残任期間とする。

3.会長及び運営委員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

### [解任]

#### 第13条

1.運営委員が次の各号のいずれかに該当するときは、

総会において会員総数の3分の2以上の議決を得て、当該運営委員を解任することができる。

(1)心身の故障のため職務の執行に堪えない認められるとき。

(2)職務上の義務違反その他運営委員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

2.前項第2号の規定により解任する場合は、当該運営委員にあらかじめ通知するとともに、

解任の議決を行う総会において、当該運営委員に弁明の機会を与えなければならない。

## 第4章 会議

### [種別]

#### 第14条

1.本クラブの会議は、総会及び運営委員会議とし、総会は、通常総会及び臨時総会とする。

### [構成]

#### 第15条

1.総会は、正会員をもって構成する。

2.運営委員会議は、運営委員をもって構成する。

### [権能]

#### 第16条

1.総会は、この定款に別に定めるものほか、本会の運営に関する重要事項を議決する。

2.運営委員会議は、この定款に別に定めるものほか、次の事項を議決する。

(1) 総会の議決した事項の執行に関すること。

(2) 総会に附議すべき事項

(3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

### [開催]

#### 第17条

1.通常総会は、毎年1回以上開催する。

2.臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 会長及び運営委員が必要と認めたとき。

(2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

3.運営委員会議は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 運営委員長が必要と認めたとき。

(2) 運営委員から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

### [招集]

#### 第18条

1.総会及び運営委員会議は、運営委員長が招集する。

2.総会を招集する場合は、日時及び場所並びに会議の目的たる事項及び

その内容を示した書面をもって、開会の日の10日前までに通知しなければならない。

3.前項の規定は、運営委員会議について準用する。ただし、議事が緊急を要する場合において、

あらかじめ運営委員会議において定めた方法により招集するときは、この限りでない。

4.前条第2項第2号若しくは第3号又は第3項第2号の規定により請求があったときは、

運営委員長は、速やかに会議を招集しなければならない。

### [議長]

#### 第19条

1.総会の議長は、運営委員の中から選出する。

2.運営委員会議の議長は、運営委員長がこれにあたる。

### [定足数]

#### 第20条

1.総会及び運営委員会議は、構成員の過半数の出席をもって成立する。

[議決]

第21条

1. 総会及び運営委員会議の議事は、この定款に別に定める場合を除くほか、出席構成員の過半数の同意でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
2. 総会及び運営委員会議においては、第16条第2項又は第3項の規定によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、議事が緊急を要するもので、出席構成員の3分の2以上の同意があった場合は、この限りでない。
3. 議決すべき事項につき特別な利害関係を有する構成員は、当該事項について表決権を行使することができない。

[書面表決等]

第22条

1. やむを得ない理由のため、総会又は理事会に出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は代理人をもって表決権を行使することができる。
2. 前項の代理人は、代理権を証する書面を会議ごとに議長に提出しなければならない。
3. 第1項の規定により表決権を行使する構成員は、第23条及び前条第1項の規定の適用については出席したものとみなす。

[議事録]

第23条

1. 総会及び運営委員会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
  - (1) 日時及び場所
  - (2) 構成員の現在数
  - (3) 出席した構成員の数及び運営委員会議にあっては、運営委員の氏名（書面表決者及び表決委任者を含む。）
  - (4) 議決事項

## 第5章 資産及び会計

### [資産の構成]

#### 第24条

1. 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 入会金収入
- (2) 会費収入
- (3) 審査会エントリー料
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他

### [資産の管理]

#### 第25条

1. 本クラブの資産は、会長及び運営委員長が管理し、その管理の方法は、運営委員会議の議決による。

### [経費の支弁]

#### 第26条

1. 本クラブの経費は、資産をもって支弁する。

### [事業年度]

#### 第27条

1. 本クラブの事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

### [事業報告及び収支決算]

#### 第28条

1. 本クラブの収支決算書は、運営委員長が毎事業年度終了後遅滞なくこれを作成し、  
当該事業年度終了後120日以内に総会の議決を得なければならない。

### [特別会計]

#### 第29条

1. 本会は、事業の遂行上必要があるときは、総会の議決を得て、特別会計を設けることができる。

2. 前項の特別会計に係る経理は、一般の経理と区分して整理するものとする。

### [収支差額の処分]

#### 第30条

1. 本クラブの収支決算に差額が生じたときは、総会の議決を得て、  
その全部又は一部を積み立て、又は翌事業年度に繰り越すものとする。

## 第6章 定款の変更、解散等

### [定款の変更]

#### 第31条

1. この定款は、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を得なければ変更することができない。

### [解散]

#### 第32条

1. 本会は、民法第68条第1項第2号から第4号まで及び第2項の規定に基づき解散する。

2. 本会が、解散する場合は、総会において会員総数の4分の3以上の議決を得なければならない。

## 第7章 補則

### [委員会]

#### 第33条

- 1.本クラブは、事業の円滑な遂行を図るため、委員会を設けることができる。
- 2.委員会は、その目的とする事項について、調査し、研究し又は審議する。
- 3.委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、運営委員の議決を得て、運営委員長が別に定める。

### [事務局]

#### 第34条

- 1.本クラブの会員の中に、事務を処理するための事務局を置く。
- 2.事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3.事務局長は、運営委員の同意を得て、運営委員長が委嘱し、職員は、運営委員長が任免する。

### [実施細則]

#### 第35条

- 1.この定款の実施に関して必要な事項は、運営委員の議決を得て、運営委員長が別に定める。